

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則検査要領 CS 編

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 達 第 46 号

2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2006 年 6 月 15 日 達 第 46 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

CS1 通則

CS1.1 適用及び同等効力

CS1.1.1 適用

-1.(3)を次のとおり改める。

- (3) 貨物を積む甲板の梁，重量物を積む内底板及び内底縦肋骨，深水タンク等の構造部材の寸法並びに規則 C 編 31A 章の規定による寸法は，(1)及び(2)の規定にかかわらず，該当各章の規定による値より減少することはできない。

-1.(9)を-1.(10)と改め，-1.(9)として次の 1 号を加える。

- (9) 国際航海に従事しない船舶にあっては，規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.を適用する必要はない。

-2.(3)を次のとおり改める。

- (3) 貨物を積む甲板の梁，重量物を積む内底板及び内底縦肋骨，深水タンク等の構造部材の寸法並びに規則 C 編 31A 章の規定による寸法は，(1)及び(2)の規定にかかわらず，該当各章の規定による値より減少することはできない。

-2.(11)を-2.(12)と改め，-1.(11)として次の 1 号を加える。

- (11) 国際航海に従事しない船舶にあっては，規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.を適用する必要はない。

-3.を-7.と改め，-3.から-6.として次の 4 項を加える。

-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶であって国際航海に従事しないものにあっては，規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.を適用する必要はない。

-4. 国際航海に従事しない船舶については，前-1.から-3.に該当しない場合であっても，当該船舶の航海の態様等を考慮して本会が適当と認める場合，規則 C 編 34.2 を適用する必要はない。

-5. 国際航海に従事しない船舶にあっては，規則 C 編 34.2.2 及び C25.2.1-2.を適用する

必要はない。

-6. 国際航海に従事しないばら積貨物船にあつては、規則 C 編 35.2 を適用する必要はない。

-7.を次のとおり改める。

-6. 規則 CS 編 1.1.1-5.の適用上、規則 C 編 31A.1.2-1.(2)に規定するばら積貨物船であつて総トン数 500 トン以上のものにあつては、規則 C 編 31A.6.1-3.及び 34.2.1-3.並びに C25.2.1-2.を適用すること。この場合、 L_f が 65 m 未満の船舶への適用にあつては、C31A.1.2 中の「ローディングマニュアル」を「規則 U 編 1.2.1-1.で要求される復原性資料」と読み替えること。また、規則 C 編 34.2.1-3.を適用する必要はない。

付録 1 鋼船規則検査要領 C 編の規定の準用

表 CS の注 23 から 27 をそれぞれ 24 から 28 と改め、注 23 として 22.4.1 に次の注を加える。

23. 国際航海に従事しない船舶については、C25.2.1-2 の規定を適用する必要はない。

附 則

1. この達は、2006 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。